平成２８年（フ）第３９６号
宮崎市永楽町181番地１　サンライフ永楽101号
債務者　富田　智子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑702号
債務者　岩切　利彦
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７３号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目6096番地１
債務者　權藤　猛
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４４４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番59―42号
債務者　松坂イツ子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４５１号
鹿児島県いちき串木野市北浜町154番地
債務者　工藤　翔太
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘７丁目23番地16
債務者　黒田　順子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
鹿児島県出水市上知識町226番地　鹿島団地２号棟202号
債務者　山中　理美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
沖縄県名護市字旭川617番地
債務者　長嶺友里恵
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第３６号
沖縄県国頭郡本部町字新里７番地　町営住宅新里団地１－７号室
債務者　古堅　安成
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第４０１号
熊本市西区上熊本３丁目15番12―102号　県営上熊本団地
債務者　西村　輝
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５３１号
さいたま市岩槻区原町５番40―101号
債務者　高田　英徳
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４４号
埼玉県上尾市富士見２丁目３番23号、旧住所埼玉県上尾市愛宕２丁目19番９号
債務者　高橋　盾二
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６７号
埼玉県比企郡小川町大字小川727番地９　県営住宅１―502号
債務者　新井有貴恵
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１号
埼玉県深谷市岡3795番地
債務者　加藤千津子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６３号
千葉県佐倉市六崎662番地２　101号
債務者　山内　康樹
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２６６号
千葉県八街市八街い１番地128
債務者　小川由希子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２８０号
千葉県印西市内野２丁目６番地37棟403号
債務者　水野真抄美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８６３号
愛知県瀬戸市品野町４丁目1033番地
債務者　佐藤多衣子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部